

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年10月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託

(2) 業務内容

エコプラザ用賀

- ・清掃・リサイクルに関する情報の提供
 - ・リユース品の展示・提供
 - ・家具やおもちゃ等の修理講座その他ごみ減量・リサイクルに関する講座・講習会の開催
 - ・不用品情報の紹介
 - ・その他ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発
 - ・拠点回収業務（廃食用油、プラスチック回収事業）
- リサイクル千歳台
- ・ごみ減量・リサイクルに関する活動を行う団体・グループへの活動・交流の場の提供
 - ・ごみ減量・リサイクルに関する講座・講習会の開催
 - ・不用品情報の紹介
 - ・その他ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発
 - ・拠点回収業務（廃食用油、プラスチック回収事業）

(3) 履行期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3ヵ年）

契約は年度毎に締結し、各年度における本事業の予算配当があること、及び平成29年度以降については前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 本区若しくは他の自治体において、同種の業務を受託した実績又はごみ減量・リサイクル等の普及啓発に関する企画・運営業務を受託した実績（単にフリーマーケットを開催・運営した実績は除く）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同

条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税等に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 事業者について

事業運営実績

財務状況、管理体制

(2) 施設運営について

業務内容の理解度・企画力、運営体制

見積り金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区役所分庁舎(ノバビル)1階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当

電話：03-5432-2930

ファクシミリ：03-5432-3058

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成27年10月29日(木)～平成27年11月12日(木)

交付場所 世田谷区ホームページ及び上記(1)窓口で交付

ホームページ掲載箇所：トップページ> 暮らしのガイド >暮らし・手続き >
ごみ・リサイクル > お知らせ

交付方法 希望者に直接無償で交付する

窓口での受付時間は午前9時～午後5時とする。(土・日曜日、祝日を除く)

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成27年11月12日(木)午後5時必着

提出場所 (1)に同じ

提出方法 直接持参すること(郵送不可)

受付時間は午前9時～午後5時とする。(土・日曜日、祝日を除く)

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成27年12月15日(火)午後5時必着

提出場所 (1)に同じ

提出方法 直接持参すること(郵送不可)

受付時間は午前9時～午後5時とする。(土・日曜日、祝日を除く)

(5) 募集説明書に関する質問の受付及び回答

募集内容について質問がある場合は、「清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託に関する質問票」(募集説明書に添付)に質問事項を記入させ、メール又はファクシミリで受け付ける(電話による受付は行わない。)

受付期間 平成27年11月17日(火)～平成27年11月24日(火)午後5時

回答方法 平成27年12月1日(火)までに、招請を通知した全ての事業者にメール又はファクシミリで回答する。

(6) プレゼンテーション・ヒアリング

実施時期 平成27年12月下旬(予定)

実施方法 提出された提案書をもとに、企画提案の内容についてプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

実施する日時及び会場等については、提案書提出期限後に提案書提出者へ文書で通知する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 区は、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は募集説明書による。